

行政委員会事務局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について
(少額随意契約を除く)

令和5年度第1四半期

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和5年度包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告業務委託	その他	川下 清	13,000,000	令和5年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
2	職員採用試験にかかる能力検査業務委託	試験問題作成	(株)リクルートマネジメントソリューションズ	4,969,800	令和5年5月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告業務委託

2 契約の相手方

川下 清

3 随意契約理由

包括外部監査契約は、地方自治法第252条の36の規定により、弁護士、公認会計士など外部の専門的知識を有する者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告書の提出を受けることを内容とする契約であり、政令市は毎会計年度実施を義務付けられている。

川下清氏は、日本公認会計士協会近畿会、大阪弁護士会及び近畿税理士会の推薦者の中からコンペ方式により選考を行った結果、最も優れた提案を行ったことから、議会の議決を経て令和4年度包括外部監査契約を締結した。

地方自治法の規定により連続して3回まで同一の者と契約を締結できること、監査の実施状況が一定評価できるものであること、監査業務を通じて本市の行財政についての習熟度について新たに選定する監査人よりもアドバンテージがあること、過去の監査結果を踏まえた監査の継続性が図れること等、包括外部監査の実効性を高める上で最も適任であると考えられることから、令和5年度についても同氏と包括外部監査契約を締結する。

なお、契約締結に当たっては、あらかじめ監査委員の意見を聴いた上、令和5年3月に議会の議決を得ている。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

行政委員会事務局監査部監査課（電話番号 06-6208-8574）

随意契約理由書

1 案件名称

職員採用試験にかかる能力検査業務委託

2 契約の相手方

株式会社リクルートマネジメントソリューションズ

3 随意契約理由

本市では、優秀な人材を採用するため、民間企業志望者を含め多数・多様の受験者が確保できるよう、教養試験ではなく民間で広く活用されている適性試験、とりわけ（株）リクルートマネジメントソリューションズの SPI を平成 24 年度から継続して活用してきた。

（株）リクルートマネジメントソリューションズが提供する SPI は、応用力や論理的思考力に重点を置いた出題傾向であり、本市職員として求める人材像にふさわしいかを見極める観点と合致する。また、民間企業の採用試験で行われる適性検査の代表的なものであることから、全国的に受検者数が多く全国の受検者データ蓄積が十分にあり、必要に応じて本市受験者との比較が可能である。

次に、本市採用試験は機会の均等の観点から、あらゆる方が試験申込み（参加）できることを前提としており、障がいを持つ受験者の申込みも想定しているため、適性試験問題の点字版を試験区分ごとに準備する必要があるが、年間を通じて複数種類の点字版の問題を提供することができるのは SPI のみとなっている。

受験者は一般的に受験する自治体や企業の採用試験の出題傾向を分析し、出題傾向に合った受験対策を講じるが、適性試験の種類は多く、難易度、出題傾向も様々である。

これまで本市では、結果的に SPI を継続活用しているが、契約前に公表する必要がある採用試験要綱には適性試験の種類を明記できなかったことにより、受験者から多数寄せられる適性試験の種類に関する問合せへの回答は曖昧にならざるを得ず、また、SPI に決定後も採用試験要綱に記載していないため、受験者の公平性の観点から回答できず、一定の混乱が生じていた。

この点について、本市人事委員会としても受験者の負担軽減を図る必要性について強く認識しているところであり、その対策として採用試験要綱に SPI と明記することで、受験者が出題内容を事前に把握し試験準備ができるようにし、受験者の負担軽減や安定的確保、問合せの減少につなげることができると見込んでいる。

また令和 4 年度においては SPI を使用し、試験を実施していることから、試験内容が毎年変更されることは、出題傾向を把握した上で受験対策を行う受験者にとっても大きな負担である。

これらを総合的に勘案し、適性試験として SPI を採用するものであるが、当該検査は（株）リクルートマネジメントソリューションズの商品であり、その提供及び検査結果の判定は同社のみが可能であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

行政委員会事務局任用調査部任用調査課（電話番号 06-6208-8541）